

## 第35号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年3月1日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、傷病手当金に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第5条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日に</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第5条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

改正後	改正前
ついて、傷病手当金を支給する。 2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、傷病手当金に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が削除されたことにより、傷病手当金の支給に係る規定において、同条の規定を引用していた新型コロナウイルス感染症の定義を次のとおり改める。

	改正案	現 行
新型コロナウイルス感染症の定義	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症	新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症

#### 3 施行期日

公布の日

新型インフルエンザ等対策特別措置法抜粋（令和3年2月13日改正）

※ .....部分は，削除された規定

## 附 則

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第1条の2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第3項において同じ。）については，新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は，第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして，この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。